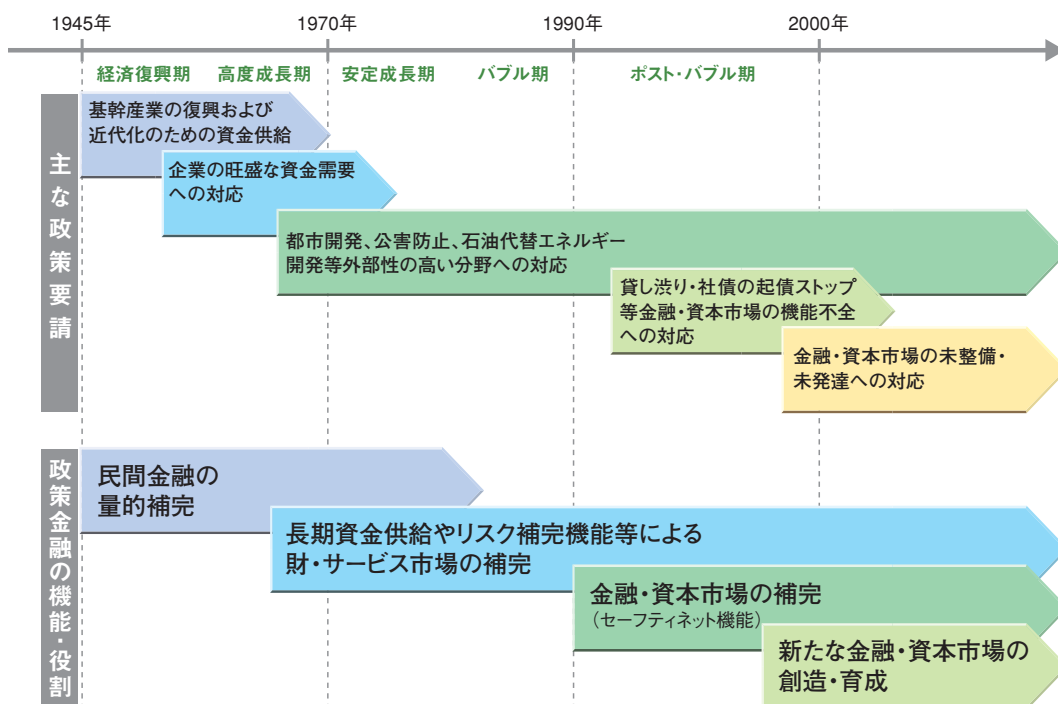


Q1 政策金融機関である日本政策投資銀行の役割は何ですか。

当行は、時代の要請に応じ、さまざまな分野において総合政策金融機関としての役割を果たしてまいりました。近年では、先進的な金融手法を活用した新たな市場の創成（ファンドを通じた事業再生やベンチャー企業育成、プロジェクトファイナンス等）、地域金融における新たな試み（コミュニティクレジット、自治体CDO等）、災害・テロ発生時のセーフティネットとしての対応に取り組むなど、役割を大きく転換しています。これからも、わが国の経済社会の持続的な発展に向けて、地域再生、環境、技術・新産業創造といった分野において解決が必要とされている課題に積極的に取り組んでまいります。

■政策金融の主たる役割の変遷



Q2 日本政策投資銀行と民間金融機関の違いはどこにあるのですか。

公共性

政府100%出資法人である当行は、営利目的ではなく、政策的に重要なプロジェクトを支援することにより、わが国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的としています。また、こうした政策目的の遂行は、収支相償の原則に基づき、政府からの赤字補てんを受けずに行われています。

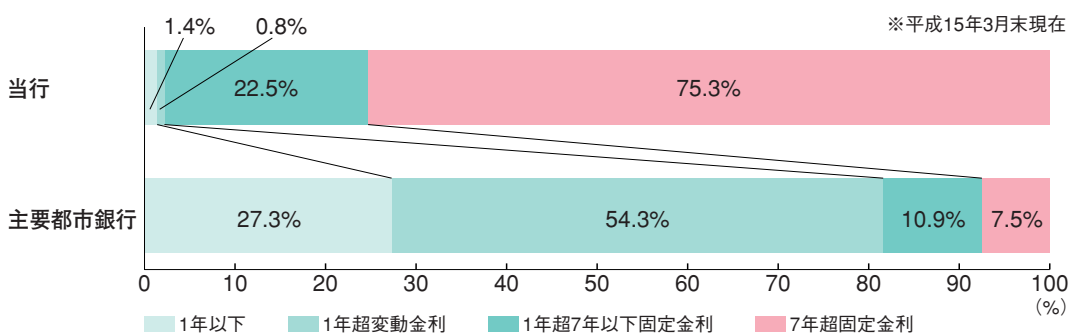
中立性

政府100%出資法人である当行は、特定の企業グループに属していません。したがって、あらゆるプロジェクトに中立的な立場から取り組むことができます。

リスク・マネーの供給

当行は、国民経済にとって重要なプロジェクトを対象に、長期資金、事業再生資金、ベンチャー向け資金、プロジェクトファイナンス資金等、民間金融機関のみでは供給が難しいリスク・マネーの供給を行っています。

■貸付金の貸付期間別割合(主要都市銀行との比較)



Q3 欧米でも「政策金融」が行われているのですか。

各国の財政・金融制度など固有の事情に基づくことから、単純な比較は難しいのですが、様々な形態で政策金融が存在しています。欧州には、EU全体の政策金融機関として欧州投資銀行(EIB)が存在します。また、各国レベルでは、ドイツの代表的政策金融機関として復興金融公庫(KfW)が挙げられます。

資本市場が最も発達している米国では、我が国と同様の政策金融は比較的少ないものの、連邦レベルで保証・融資による公的支援制度が存在するほか、各州レベルでは産業収入債などを活用したプロジェクト支援が幅広く行われています。

■代表的な総合政策金融機関の貸出等の対GDP比率

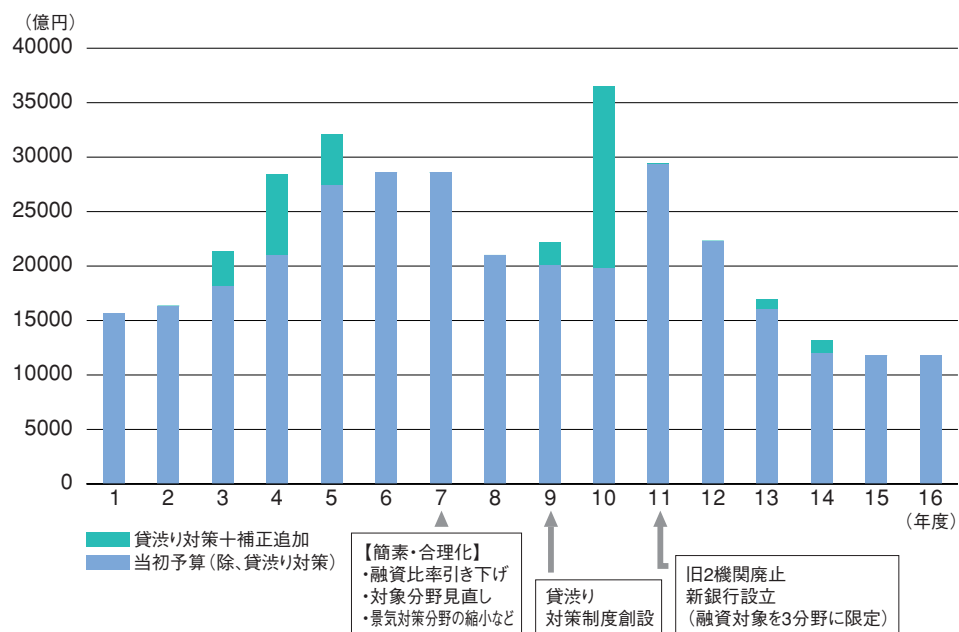
	当行 [日本]	EIB [欧州]	KfW [ドイツ]	米国	連邦信用 プログラム
貸出等実績	1.2 兆円	396 億eur (うちEU334)	462 億eur	5,064 億usd	715 億usd
GDP	497.6	EU 91,701	21,104	102,881	
GDP比率	0.2%	0.4%	2.2%	4.9%	0.7%

(参考資料) ・各機関ディスクロージャー誌 ・米商務省「Survey of Current Business」
 ・内閣府「国民経済計算(平成14年度)」 ・米国Office of Management and Budget「Analytical Perspectives」
 ・Eurostat「GROSS DOMESTIC PRODUCT 2002」
 (注) 数字は当行が2002年度、EIBとKfWが2002暦年、米国は2002会計年度(2001/10～2002/9)

Q4 業務規模はどのように変化していますか。

規模適正化に向けた不断の見直しを実施しています。平成16年度はピーク時の3分の1まで規模は縮小しています。

■予算措置の推移(旧2機関合算ベース)

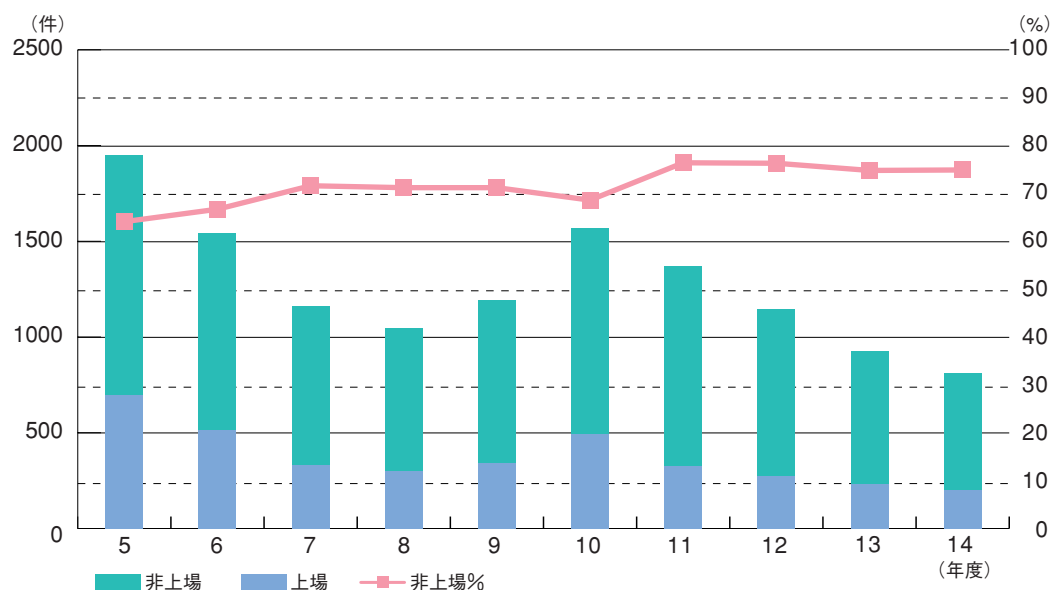


Q5 どのくらいの規模の企業に融資しているのですか。

プロジェクト融資であることから環境対策や安全対策などでは上場企業にも融資しますが、融資案件の大部分は中堅クラスの非上場企業です。

近年の実績で見ると融資対象の約7割は非上場の中堅中小企業等となっています。

■上場・非上場別融資件数内訳



Q6 日本政策投資銀行の融資は地域別にはどれくらいの割合で行われているのですか。

当行は、地域課題を克服し自立に向けて取り組む地域に対し、さまざまな分野で支援を行っています。現在、全国3,000余りの市町村（沖縄県を除く）の約半数（約1,400市町村）において投融资を行っています。また、当行融資の約5割が地方圏向けとなっています。

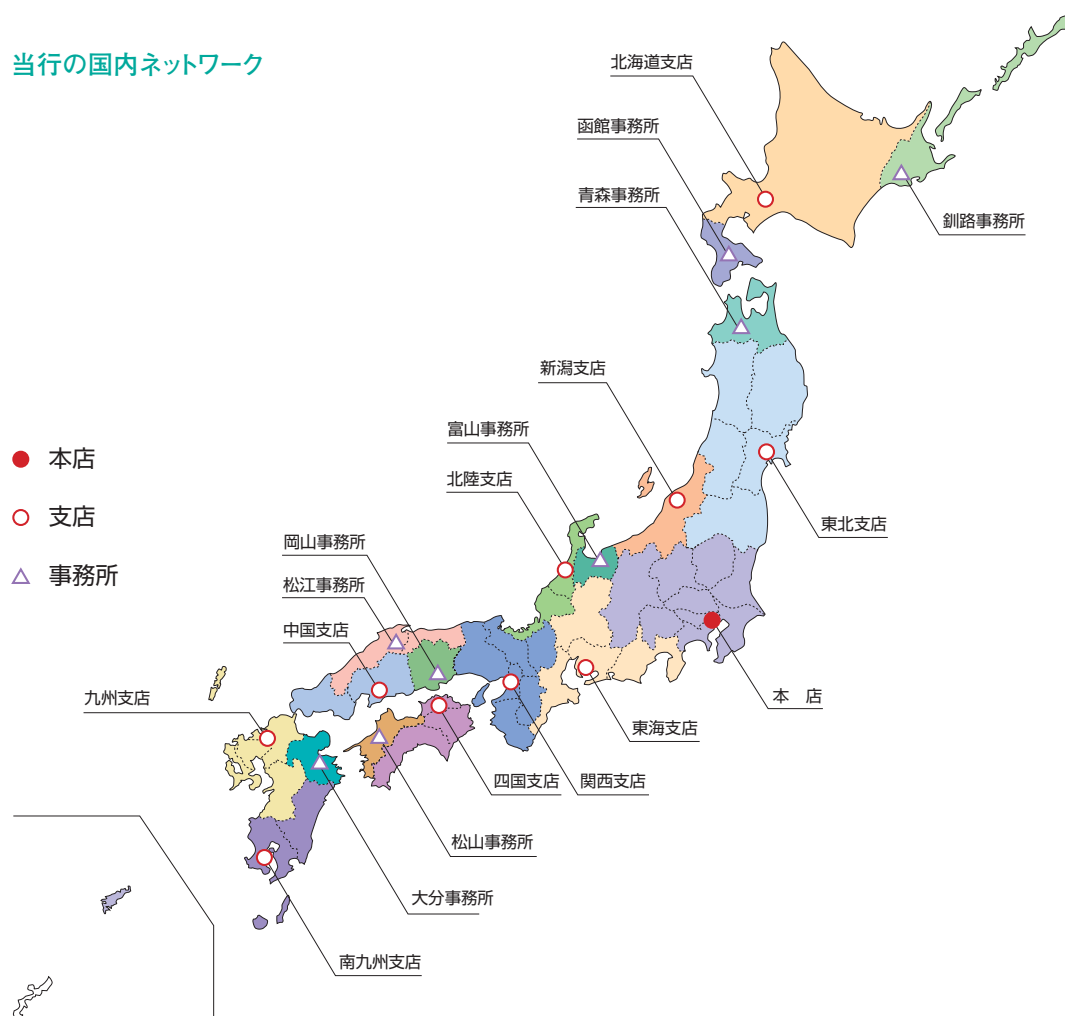
■地域別融資実績（平成15年度）

（単位：億円）

	平成16年3月末残高（構成比）
地方圏	67,825 （45.5%）
大都市圏	81,276 （54.5%）
合 計	149,101 （100.0%）

（注）大都市圏とは東京・神奈川・埼玉・千葉・愛知・大阪・京都で、その他は地方圏

当行の国内ネットワーク



Q7 融資までの流れを教えてください。

①融資相談

ご計画のプロジェクトへの融資について、随時ご相談を承っています。

ご相談にあたっては、会社概要、プロジェクト概要などの資料をご用意下さい。

②審査

ご融資のお申し込みに対しては、プロジェクトの事業主体の経営能力やプロジェクトの採算、政策意義・効果などを審査の上、ご融資の条件などを検討させていただきます。

③ご融資

ご融資は証書貸付で行います。

ご融資の条件

【融資額】

プロジェクトに必要な金額の一定割合です。

【融資期間】

プロジェクトの政策趣旨、収益性、設備の耐用年数などを参考に、ご相談させていただきます。また、必要に応じて据置期間を設けることができます。

【金利】

Q8をご覧ください。

【担保・保証】

ご相談の上、決めさせていただきます。

④ご融資後

プロジェクトの完成後、融資資金が適切に使われているか、また、期待された工事効果が生まれているかの確認を行います(完成プロジェクト実査や帳簿確認を行います)。

また、融資の政策効果について評価を行います。

■審査のポイント

プロジェクトの 分析・評価

・プロジェクトの
政策意義・効果
・経済合理性
(投資規模の妥当性、
投資採算等)

事業主体の 分析・評価

・事業主体のプロジェクト
遂行能力
(事業主体の財務基盤、
経営能力等)

将来
予想

プロジェクト実現性

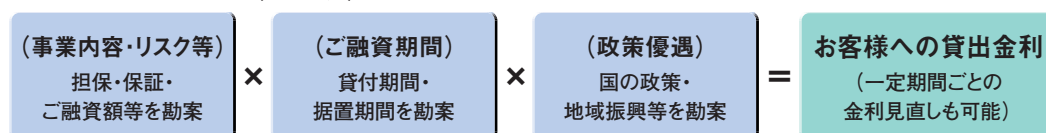
Q8 貸出金利について教えてください。

当行の貸出金利は、市場との調和を図る観点から、期間およびリスクを踏まえた金利となっています。

個別案件毎の事業内容・リスク・地域性等を踏まえ、貸付期間に応じた市場金利から、政策的に見合った政策優遇(政策金利Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)を行います。

具体的な金利水準などは窓口にお問い合わせ下さい。

■貸出金利の決まり方(イメージ)



Q9 日本政策投資銀行の財投機関債について教えてください。

平成13年度より財政投融资制度の改革が実施され、郵貯・年金の全額が資金運用部に預託される制度から、特殊法人等が施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへ変更となりました。これにより、財政投融资制度の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の改革・効率化の促進にも寄与するものとされています。

当行は、財投改革の趣旨に沿った積極的な対応を図るため、平成13年度より財投機関債(非政府保証債)の発行を開始しました。これまでに13本・計5,900億円を発行しています(平成16年6月現在)。

財投機関債の発行にあたっては、市場環境を踏まえた定期的な発行を心がけています。また十分な需要予測と、流動性のある国債をベンチマークとしたスプレッド・プライシング方式による透明性の高い条件決定を行い、均一価格による募集と迅速な流通市場への移行を目指した起債運営を行っています。

【当行の財投機関債の特徴】

- ・格付取得(Moody's、S&P、R&I、JCR)
- ・インデックス(BPI等)採用
- ・一般担保付
- ・目論見書(債券内容説明書)開示
- ・日証協売買参考統計値に掲載

■格付取得状況(平成16年6月末現在)

財投機関債の格付取得状況

Moody's	S&P	R&I	JCR
A2	AA-	AAA	AAA

注1) 財投機関債に政府保証は付与されておりません。
 注2) Moody's :ムーディーズ・インベスターズ・サービス
 S&P :スタンダード・アンド・プアーズ
 R&I :格付投資情報センター
 JCR :日本格付研究所

政府保証債の格付取得状況

	Moody's	S&P
外貨建国外債券 円建て国外債券	Aaa	AA-
国内債券	A2	-

Q10 不良債権の状況について教えてください。

不良債権の状況

当行は「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、資産自己査定を実施しています。

平成16年3月期末の金融再生法に基づく開示不良債権は、平成15年3月期末比966億円減の4,887億円となっています。このうち破産更生債権等は、最終処理の進展もあり前期末比372億円減少し323億円に、危険債権も634億円減少し2,629億円となりましたが、要管理債権は40億円増の1,934億円となりました。この結果、開示債権合計に対する開示不良債権の割合は3.3%となっています。

■金融再生法に基づく開示不良債権

(単位：億円)

	平成15年3月期末	平成16年3月期末	増 減
破産更生債権及び これらに準ずる債権 ①	695	323	△372
危険債権 ②	3,263	2,629	△634
要管理債権 ③	1,894	1,934	40
開示不良債権 (①+②+③) ④	5,853	4,887	△966
開示債権合計 ⑤	158,733	149,296	△9,437
開示不良債権比率 (④/⑤)	3.7%	3.3%	△0.4ポイント

なお、本行では融資業務等から独立した信用リスク管理部や上席審議役／監査チームにより、信用リスクを適切に管理する態勢を整備しています。また、信用リスクの状況を適切に把握し、把握されたリスク情報を与信業務等適切な信用リスク管理のための意思決定にも活用しています。

保全状況

平成16年3月期末の金融再生法に基づく開示不良債権に対する保全状況は、担保・保証等でカバーされている金額と対象債権に対応する貸倒引当金の合計金額が、破産更生債権等に対しては100.0%、危険債権に対しては90.5%、要管理債権に対しては84.9%となっています。開示不良債権全体に対しては88.9%となっています。

なお、取立不能見込額に対する部分直接償却を551億円計上しています。

■金融再生法に基づく開示不良債権に対する保全率

	平成15年3月期末	平成16年3月期末
破産更生債権及び これらに準ずる債権	100.0%	100.0%
危険債権	90.2%	90.5%
要管理債権	66.4%	84.9%
破産更生・危険・要管理債権	83.7%	88.9%

平成16年3月期の不良債権処理について

平成16年3月期における不良債権処理は、個別貸倒引当金が19億円の繰り入れとなったことに加え、投資損失引当金を40億円繰り入れたこと等から、個別企業の処理額は105億円となりました。

一方、引当対象残高の減少を主因に一般貸倒引当金の戻入が397億円発生した結果、与信関係費用では結果的に292億円の利益を計上しています。

■償却・引当関係の内訳(与信関係費用)

(単位：億円)

	平成15年3月期末	平成16年3月期末
個別貸倒引当金繰入	955	19
投資損失引当金繰入	94	40
貸出金償却	236	38
株式等償却	86	6
その他	50	0
小計	1,423	105
一般貸倒引当金繰入	85	△397
合計	1,509	△292

貸倒引当金の状況

平成16年3月期末の貸倒引当金の残高は、一般貸倒引当金が前期比397億円減の2,494億円に、個別貸倒引当金が前期比390億円減の1,464億円となり、貸倒引当金全体では前期比788億円減少の3,958億円となりました。開示債権合計に対する引当率は2.7%となっています。なお、当期においては409億円の目的使用が生じています。

■貸倒引当金

(単位：億円)

	平成15年3月期末	平成16年3月期末	増 減
一般貸倒引当金	2,891	2,494	△397
個別貸倒引当金	1,854	1,464	△390
貸倒引当金合計 ①	4,746	3,958	△788
開示債権合計 ②	158,733	149,296	△9,437
(引当率 ①／②)	(3.0%)	(2.7%)	(△0.3ポイント)

当行は、



Plan

中期政策方針に基づく投融資指針の作成・公表

Do

投融資の実施

See

外部評価：運営評議員会 内部評価：政策金融評価

というサイクルの中で、適正な業務運営に努めています。また、金融機関として持つ様々なリスクの管理にも取り組み、皆様の信頼を得られますよう努力しています。

業務運営のマネジメントサイクル

中期政策方針に基づく投融資指針の作成・公表

当行では、主務大臣が作成した3年間の中期の政策に関する方針（「中期政策方針」）に従って業務を行い、各事業年度ごとに「投融資指針」を作成、公表しています。

「中期政策方針」については、119ページをご覧ください。「投融資指針」については、131ページをご覧ください。

運営評議員会

当行では、日本政策投資銀行法第24条に基づき、「運営評議員会」を設置し、外部有識者である評議員の皆さまに、当行「中期政策方針」に記載された事項にかかる業務の実施状況をご検討いただき、透明性向上の観点から、その検討結果を公表しています。

運営評議員会の概要

定員：8人以内

任命：学識又は経験のある者のうちから、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命

任期：4年

会長：総裁の指名により定め、会長は、会務を総理

評議員名簿（五十音順、敬称略。◎は運営評議員会会長）（平成16年6月30日現在）

茅 陽一	(財)地球環境産業技術研究機構副理事長
岸 暁	(株)東京三菱銀行相談役
清水 仁	東京急行電鉄(株)代表取締役会長 前(社)日本民営鉄道協会会長
新宮康男	住友金属工業(株)名誉会長 前(社)関西経済連合会会長
◎ 豊田章一郎	トヨタ自動車(株)取締役名誉会長 (社)日本経済団体連合会名誉会長
新村保子	(株)住友生命総合研究所常務取締役
松井義雄	(株)読売新聞東京本社代表取締役会長
森地 茂	政策研究大学院大学教授

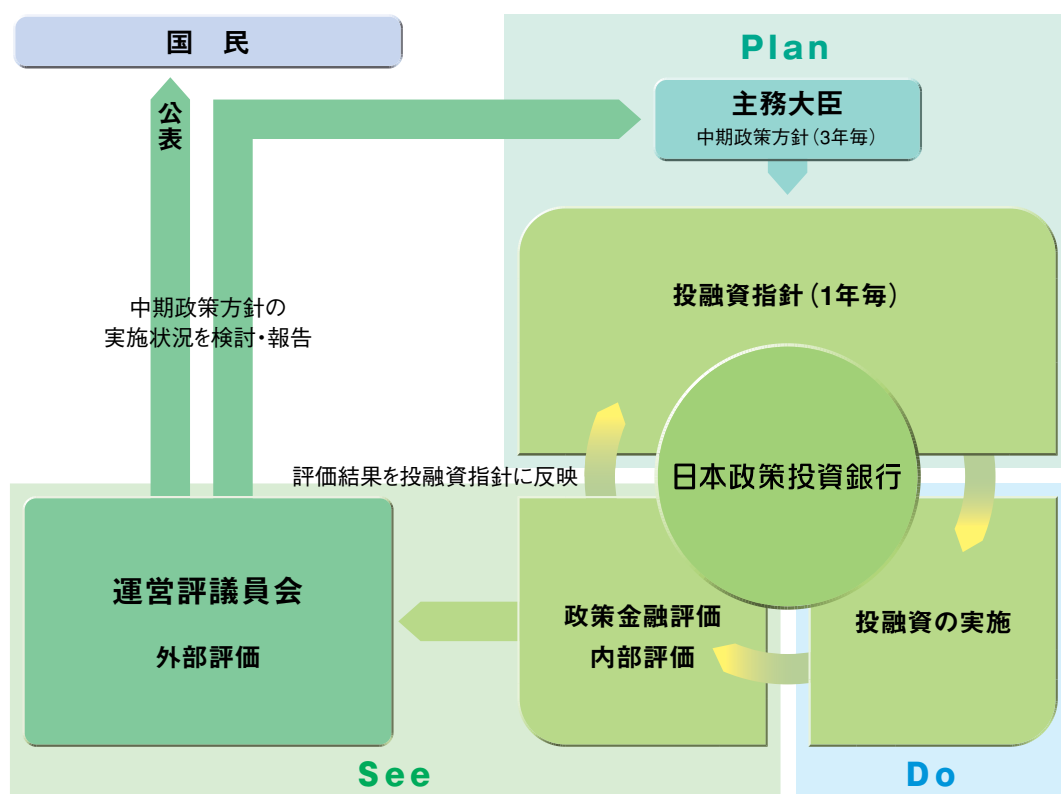
日本政策投資銀行運営評議員会報告書について（平成13年12月）

当行は、日本政策投資銀行法第24条に基づき、運営評議員会から中期政策方針（第1期）の実施状況に関する検討結果の報告を受け、これを主務大臣に報告いたしました。121ページをご覧ください。

中期政策方針の実施状況に係る検討について（経過説明：平成16年6月）

運営評議員会における検討状況については、これまで開催毎にその議題に関する説明資料を公開してきました。今般、第2期中期政策方針（平成14年度～16年度）に基づく業務の実施が2年を経過したことから、平成14年度の経過報告（平成15年5月とりまとめ）に続き、平成15年度の経過報告をとりまとめました。123ページをご覧ください。

■日本政策投資銀行法に基づく業務運営のマネジメントサイクル



政策金融評価

当行は、国・地方公共団体と同じように、アカウンタビリティの確保と、よりよい業務運営に向けた自己改革努力が求められており、その実現のために政策金融評価制度を導入しています。

政策金融評価の仕組み

当行は、主務大臣の作成する中期政策方針に従って業務を行い、運営評議員会でその実施状況の検討を受けることが法律上定められています。この枠組みを有効に働かせるには、当行が自らの業務を評価し、その検討に必要な情報を運営評議員会に提供する内部評価の仕組みが不可欠です。政策金融評価は個々の投融資案件（個別案件）や投融資制度を内部で評価し、その結果を運営評議員会に報告するとともに、自らの業務の見直しにも役立てています（前頁図表「日本政策投資銀行法に基づく業務運営のマネジメントサイクル」参照）。

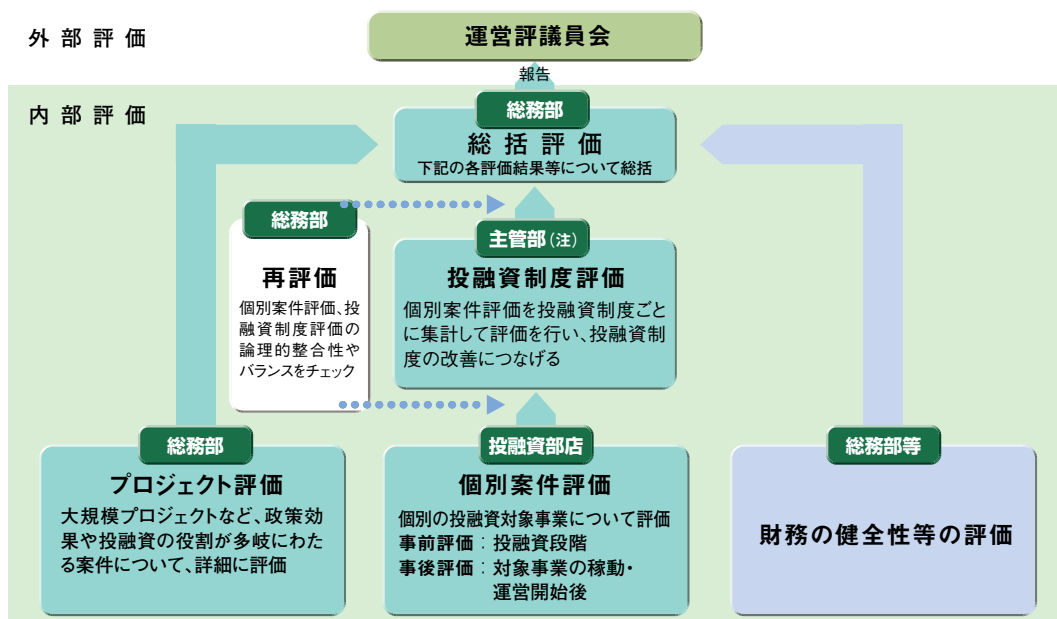
具体的には、①個別案件評価（個別案件の政策

的な効果等を評価）、②投融資制度評価（投融資制度の有効性等を評価）、③プロジェクト評価（特定案件の詳細評価）を行い、それらの結果を政策金融評価報告書（④総括評価）にまとめ、運営評議員会に報告したうえで公表しています（図表「評価の類型」参照）。

15年度報告書の概要については、126ページをご覧ください。

こうした内部評価が恣意的な結果に陥らぬよう、行内に評価専門セクションとして総務部政策金融評価室を設置して評価制度の適正な運用に努めるとともに、学識経験者からなる委員会を設置して、評価制度改善のための意見をうかがっています。

■評価の類型



：各類型の内部評価を実施する日本政策投資銀行内のセクション。

（注）主管部：各投融資制度にかかる投融資の方針・計画の立案等をつかさどるセクション。

例えば、都市開発部（組織図：140ページ参照）は、都市開発関連の投融資制度の主管部である。

評価の視点

- ・**対象事業の政策性**：投融資対象事業が、実際に政策目的を実現するものであるか否か、国民や地域住民にとってどのような有効性を持ち、どの程度の成果をあげられるものであるか
- ・**投融資の役割**：当行の投融資が、民間金融の補完・奨励原則に基づきつつ、対象事業の実施に際してどのような役割を果たしているか

内部管理体制

当行では、毎年度の予算が国会の議決を受け、決算が国会へ提出されるとともに、業務全般について会計検査院、財務省、金融庁等の検査が行われています。

また、日本政策投資銀行法に基づき、役員である監事による業務の監査が行われているほか、内部管理について以下のような組織的な取り組みを行っています。

法令等遵守の体制

当行では、政策金融機関としての社会的使命と責任を踏まえ、法令等の遵守体制の構築を業務運営上の重要課題と捉え、以下のような組織的な取り組みを行っています。

コンプライアンス体制の整備

コンプライアンス等に関する審議機関として一般リスク管理委員会を設置し、コンプライアンスの実践状況の把握や行内体制の改善等について審議を行うこととしています。

また、全部店に設置されたコンプライアンス・オフィサーが、各部店において遵守状況の確認を行うとともに、コンプライアンス関連事項の報告・連絡窓口として機能しています。

コンプライアンス関連事項の行内周知

コンプライアンス実践のための具体的な行動の留意点や関係法令を記載したコンプライアンスマニュアルを作成し、全役職員に配付しています。また、行内においてコンプライアンスに関する基本的事項の周知・徹底を図るため、全役職員を対象に研修・説明会を実施しています。

コンプライアンスプログラムの策定

コンプライアンス実践のための具体的な行動計画として、年度ごとにコンプライアンスプログラムを策定し、一般リスク管理委員会において審議・決定することとしています。

ALM※・リスク管理体制

当行では、各リスクの管理部門を明確化し個別リスクの適切な管理を進めるとともに、総合企画部を総合的なALM・リスク管理の統括部門とするALM・リスク管理体制を構築しています。総裁等から構成されるALM委員会においては、総合的なALM・リスク管理に関する基本方針を定めるとともに、各リスクについて定期的なモニタリングを行っています。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスク管理には、個別債権のモニタリングおよび銀行全体としてのポートフォリオ管理が必要です。

●個別債権のモニタリング

当行は、投融資にあたっては政策意義や効果に加えて、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しており、内部格付に応じて貸出金を管理する体制を整えています。また、当行は「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、自主的に資産の自己査定を実施しており、その結果は、「銀行等金融機関の資産

の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に準拠した監査法人の監査を受けています。

●ポートフォリオ管理

ポートフォリオ管理については、内部格付・自己査定の結果やUL(Unexpected Loss)の状況をALM委員会に報告しており、こうしたモニタリングや対応方針の検討を通じて、リスクの制御およびより一層のリスクリターン改善策を鋭意検討しています。

※ALM(Asset Liability Management)

金融機関が、その保有する資産および負債を統合して管理のうえ、それらに内在するリスクをコントロールすることです。

市場リスク

市場リスクは、金利リスクと為替リスクに大別されますが、当行では市場リスクに対して以下のように対応しています。

●金利リスク

当行は、融資（バンキング）業務に付随する金利リスクに関し、キャッシュフロー・ラダー分析（ギャップ分析）、現在価値分析、金利感応度分析等に基づいた資産・負債の総合管理を実施しています。この融資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っています。なお、当行はトレーディング（特定取引）業務を行っていませんので、同業務に付随する金利リスクはありません。

●為替リスク

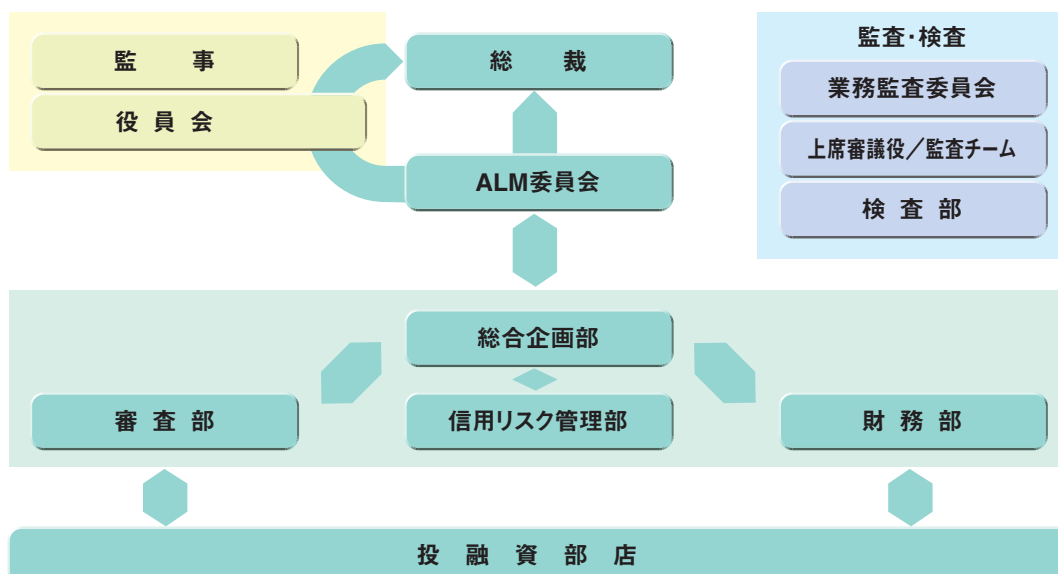
為替リスクは、外貨建融資および外貨建債券発行により発生します。これについては、通貨スワップを利用することにより、リスクヘッジを行っています。なお、スワップに伴うカウンターパーティーリスク（スワップ取引相手手が義務を履行できなくなるリスク）については、スワップ取引相手手の信用力を常時把握するとともに、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

流動性リスク

当行は、綿密な資金収支予定管理に加え、資金調達の大宗を、預金等の短期資金ではなく、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債、財投機関債などの長期・安定的な資金に依拠しているため、流動性リスクに対する強固な基盤を有しています。

一方、不測の短期資金繰り調整の必要等に備え、手元資金は安全性と流動性を勘案した短期運用を中心としている他、複数の民間金融機関との間で当座貸越枠の設定等も行っています。また、日銀決済のRTGS（Real Time Gross Settlement：1取引ごとに即時に決済を行う方式）を活用して、日中の流動性を確保するとともに決済状況等について適切な管理を実施しています。

■ALM・リスク管理体制



事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。当行においては、マニュアルの整備、事務手続における相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削

減・顕在化の防止に努めています。また、総裁直属の上席審議役のもと他の管理部門および業務部門から独立した検査部が、各店舗に対して年1回程度実地検査を行い、法令および行内規程を遵守した適切な事務処理の実施状況を確認しています。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。当行においては、ネットワーク化の進展等による金融機関としてのシステムリスク管理の重要性の高まり、および政府の「情報セキュリティ対策推進会議」における「サイバーテロ対策特別行動計画」の決定等を受け、システムリスク管理のための行内体制の整備について、以下のような取り組みを行っています。

情報セキュリティポリシーの策定

当行の情報システムの安全対策に関する統一方針として、情報セキュリティポリシーを制定しています。

システムリスク管理に関する審議機関の設置

システムリスク管理に関する審議機関として一般リスク管理委員会を設置し、システムリスク管理体制の基本方針、行内ルールを整備方針等について審議を行っています。

情報セキュリティ管理部門の設置

情報セキュリティの維持管理を一元的に行うために、情報セキュリティ管理部門を設置し、ルールを遵守したシステム利用が行われていることの日常的な確認を行っています。

情報資産管理者の設置

各店舗における安全対策実施の責任者として、各店舗に情報資産管理者を設置しています。

内部監査体制

内部監査とは、管理部門および業務部門から独立した立場から、組織の内部管理態勢の適切性・有効性を総合的・客観的に評価するとともに、問題点等に対し改善の提言からフォローアップまでを実施する一連のプロセスです。政策金融機関である当行は、その業務運営にあたり政府関係機関として社会的使命を果たすとともに、金融機関として自己責任原則に基づくガバナンスを通じた健全性の維持が求められており、業務の多様化・高度化に対応しつつ内部管理の有効性の確保を目的とする内部監査機能の重要性が高まっています。こうした内部監査のプロセスを実現するため

に、当行では事務検査に加え、事務部門から独立した部署として総裁直属の上席審議役／監査チームを設置しています。ここでは内部統制の主要な目的であるリスク管理の適切性と有効性、財務報告の信頼性、法令等の遵守の達成と維持を図るための内部監査に取り組んでおり、具体的には、各店舗における法令等遵守状況やリスク管理等に関する業務運営上の適切性、有効性の検証および資産自己査定・内部格付監査等を行っています。また、総裁を中心とする業務監査委員会を設置し、内部監査に関する重要な事項について審議していくこととしています。

ディスクロージャー

内外多数の皆様が当行の実態を正確に認識・判断できるよう、適切な情報開示に努めています。情報開示資料は、当行本支店窓口に取りそろえてあります。是非ご利用下さい。

法令等に基づく情報開示資料

財務諸表等(6・11月)
業務報告書(7月)
決算報告書(8月)
行政コスト計算書(6月)

自主的な情報開示資料

ディスクロージャー誌(7月)
ANNUAL REPORT(8月)
銀行案内パンフレット
債券報告書(有価証券報告書に準拠)(6・12月)
()は公表予定時期

◆ ホームページのご案内 ◆

当行ホームページでは、当行のご案内をはじめ、ニュースリリースや調査レポートなど、さまざまな情報をタイムリーに紹介しています。

<ホームページアドレス> <http://www.dbj.go.jp/>



トップページ

かんたん DBJ 講座